

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2004-32564(P2004-32564A)

【公開日】平成16年1月29日(2004.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-004

【出願番号】特願2002-188834(P2002-188834)

【国際特許分類第7版】

H 04 N 5/225

H 04 N 5/765

【F I】

H 04 N 5/225 F

H 04 N 5/91 L

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月15日(2005.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】画像情報処理システム

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アプリケーションプログラムに関連した特有情報を記憶する特有情報記憶部と、所定のアプリケーションプログラムに対応して被写体を撮影するための前記特有情報記憶部に記憶されている特有情報に基づいて前記被写体を撮影する撮像部と、前記所定のアプリケーションプログラムを実行する際に前記撮像部で撮影した画像データを取り込んで実行する実行部と、前記実行部が前記所定のアプリケーションプログラムを実行することにより生成した画像データを表示する表示部とを備えたことを特徴とする画像情報処理システム。

【請求項2】

前記画像処理システムは前記撮像部とアプリケーションプログラム処理部とから構成され、

前記アプリケーション処理部には前記特有情報記憶部、前記実行部および前記表示部が含まれることを特徴とする請求項1に記載の画像情報処理システム。

【請求項3】

前記画像情報処理システムとは携帯電話、パーソナルコンピュータ、ゲーム機器、テレビ電話機器のいずれかを含むことを特徴とする請求項1に記載の画像情報処理システム。

【請求項4】

前記アプリケーションプログラムとは前記画像情報処理システムで使用するゲーム用プログラムであることを特徴とする請求項1に記載の画像情報処理システム。

【請求項5】

前記画像データとはゲーム用キャラクタであることを特徴とする請求項4に記載の画像情

報処理システム。

【請求項 6】

前記アプリケーションプログラムとは携帯電話で使用する待ち受け画面であることを特徴とする請求項 1 に記載の画像情報処理システム。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【問題点を解決する為の手段】

上記問題点の解決のために、請求項 1 の発明は、アプリケーションプログラムに関連した特有情報を記憶する特有情報記憶部と、所定のアプリケーションプログラムに対応して被写体を撮影するための前記特有情報記憶部に記憶されている特有情報に基づいて前記被写体を撮影する撮像部と、前記所定のアプリケーションプログラムを実行する際に前記撮像部で撮影した画像データを取り込んで実行する実行部と、前記実行部が前記所定のアプリケーションプログラムを実行することにより生成した画像データを表示する表示部とを備えたことを特徴としている。すなわち、特有情報に基づいて撮像部で撮影した画像をゲーム等のアプリケーションプログラムに取り込むことが出来るのでユーザは新鮮な感覚でゲームを行うことが出来る。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項 2 の発明は、前記画像処理システムは前記撮像部とアプリケーションプログラム処理部とから構成され、前記アプリケーション処理部には前記特有情報記憶部、前記実行部および前記表示部が含まれることを特徴としている。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項 3 の発明は、前記画像情報処理システムとは携帯電話、パソコンコンピュータ、ゲーム機器、テレビ電話機器のいずれかを含むことを特徴としている。請求項 4 の発明は、前記アプリケーションプログラムとは前記画像情報処理システムで使用するゲーム用プログラムであることを特徴としている。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項 5 の発明は、前記画像データとはゲーム用キャラクタであることを特徴としている。請求項 6 の発明は、前記アプリケーションプログラムとは携帯電話で使用する待ち受け画面であることを特徴としている。